

金沢区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則

(目 的)

第1条 金沢区地域防災拠点運営委員会連絡協議会（以下「協議会」という。）は、金沢区内の地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）相互の緊密な連絡及び連携を図ることによって、金沢区内の防災力の向上に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 運営委員会の運営助成に関すること。
- (2) 運営委員会の防災に係る研修及び訓練等の支援に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算に関すること。

(組 織)

第3条 協議会は、運営委員会の会長及び学校関係者並びに区行政関係者をもって組織する。

(役 員)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
監事	2名

- 2 役員は、構成員の互選によって定める。
- 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を統括し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長に代わって協議会を統括する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、区内の防災に関し、必要の都度開催するものとする。

- 2 協議会の会議は、会長が召集する。

(経 費)

第7条 協議会の経費は、横浜市からの助成金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第8条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(顧問)

第9条 協議会に顧問を置く。顧問は、金沢区長をもってあてるものとする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、金沢区総務部総務課に置く。

(委 任)

第11条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、平成8年7月31日から施行する。

この会則は、平成16年6月1日から施行する。